

(令和4年9月静岡県議会定例会)

伴 卓 議員(ふじのくに県民クラブ)の一般質問 に対する答弁
(質問日:2022/09/30 2 番目)

答弁者：教育長

関係所属：教育委員会義務教育課

項目名：4 不登校児童生徒の多様な学びの機会について

【質問要旨】

平成29年1月、当時の安倍首相は「フリースクールの子どもたちへの支援を拡充し、様々な事情で不登校となっている子どもたちが、自信を持って学んでいける環境を整える」と施政方針演説で述べ、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、いわゆる「教育機会確保法」が制定された。

長い名前の法律には「義務教育は学校だけで行われるべきなのか」という課題観が表現されていると思う。義務教育段階において、フリースクールや家庭学習も認めていいという考え方である。

法施行時、文部科学省は「不登校を『問題行動』と判断してはならない」と通知した。しかし、自分が相談を受ける家族や本人などの方々からは「問題扱いされている気がする」という声を聞く。

私自身、小学1年生の時に愛知県から静岡県に転校し、その際に不登校になった。その時の先生や両親の対応は、「学校に行くことが正解」と考えているものだったと思う。

法施行から今年で5年が経過した。県では市町教育委員会と連携し、学校の管理下での環境整備に加え、学校の外での多様な学びの保障に取り組んできたと思うが、まだまだ「学校に行くこと」が前提にある気がする。法の理念等を踏まえ、児童生徒一人一人に応じた多様な学びの機会を提供するとともに、民間施設等との連携を更に進めることで、児童生徒の成長の機会が得られるのではないかと。

池上教育長は就任時の挨拶で「教育は人間の可能性を信じること。子どもたちの可能性の開花をサポートできる学校の環境整備が教育委員会の仕事」とおっしゃった。そのとおりであり、中でも「可能性を信じること」という言葉には希望を感じる。十人十色の生徒に対し、先生方は最大限の愛情と、工夫を凝らしながら一人一人の子どもに心を寄せていただいている。

教育機会確保法施行から5年、不登校の子どもたちの学び方について、現状をどのように捉えており、また、子どもたちの学びの多様化に向けて民間施設等との連携がどのように行われる予定であるか、教育長に伺う。

【答弁】

不登校児童生徒の多様な学びの機会についてお答えいたします。

私は就任以来、本県教育の基本理念である「誰一人取り残さない教育の実現」を何より大切にしており、不登校により学校外で学ぶ子供たちに対して、多様な学びの機会を保障することは、教育に携わる者の重要な責務であると認識しております。

不登校は問題行動ではなく、様々な要因・背景により、登校しない、したくともできない状態であります。教育機会確保法の施行以降、市町やフリースクールなどの民間施設において、不登校児童生徒が、学校外でも、自分にとって必要な学びを選択できるようにする取組が進められているところです。

具体的には、各市町が設置した不登校児童生徒のための教育支援センターや民間施設等によって、教科の学習だけでなく、器楽演奏や創作活動、調理など多様な学びの機会が提供されることで、周囲と積極的にコミュニケーションを取ったり目標を持って生活したりするなどの社会的自立に向けた取組が行われております。

議員御指摘のとおり、子供たちに更なる多様な学びを保障していくためには、民間施設等との連携が不可欠であることから、各施設が提供するカリキュラムや、学校と民間施設とが連携する上での課題を把握する調査に着手いたしました。今後は協議会を設置し、調査結果を基に、市町教育委員会、学校、民間施設等との相互理解に基づくネットワークを構築することで、児童生徒の学びや成長を共有し、個に応じた支援を更に充実させてまいります。

県教育委員会といたしましては、不登校児童生徒が自分にとって最適となる学びを選択し、将来の可能性を拡大できるよう、多様な学びの機会の確保に一層努めてまいります。

以上であります。